

「在宅生活ハンドブック No. 23」

運転免許証の取得・更新と 自動車の購入・改造

別府重度障害者センター
(理学療法部門 2022)

も く じ

はじめに	1
I 運転免許証の取得と更新	1
1. 免許証の新規取得の場合	1
2. 有効期限内の免許証で運転を再開する場合	2
3. 免許証の更新ができなかった（やむを得ず失効）場合	3
4. 運転適性検査について	3
5. 自動車教習所について	3
6. 免許証の返納について	4
II 自家用車の購入と改造	5
1. 介護用福祉車両の種類	5
（1）車椅子仕様車	
（2）乗降補助装置付車	
2. 自家用車の選択	8
（1）自家用車購入、改造の流れ	
（2）自家用車を選ぶポイント	
3. 自家用車の改造（運転補助装置）	13
（1）手動運転装置	
（2）旋回装置（旋回ノブ）	
（3）シフトレバーサポート	
（4）サイドブレーキサポート	
（5）手動サイドブレーキレバー	
（6）各種スイッチの増設・移設	
（7）トランスファーボード	
（8）ドアの開閉補助	
（9）スタータースイッチ	
（10）ケイレン止めプレート、跳ね上げ式アクセル・ブレーキ	
（11）車椅子収納装置・格納装置	
おわりに	18

はじめに

自動車の使用は、頸髄損傷者をはじめとした障害者にとって、行動範囲が広がり、交友関係や社会参加の拡大につながる手段として大変重要なものです。近年、道路交通法の改正をはじめ、自動車の安全性能の向上、運転補助装置や自動車改造の開発と改良が進んだことにより、障害者が自動車を運転できる可能性が広がっています。

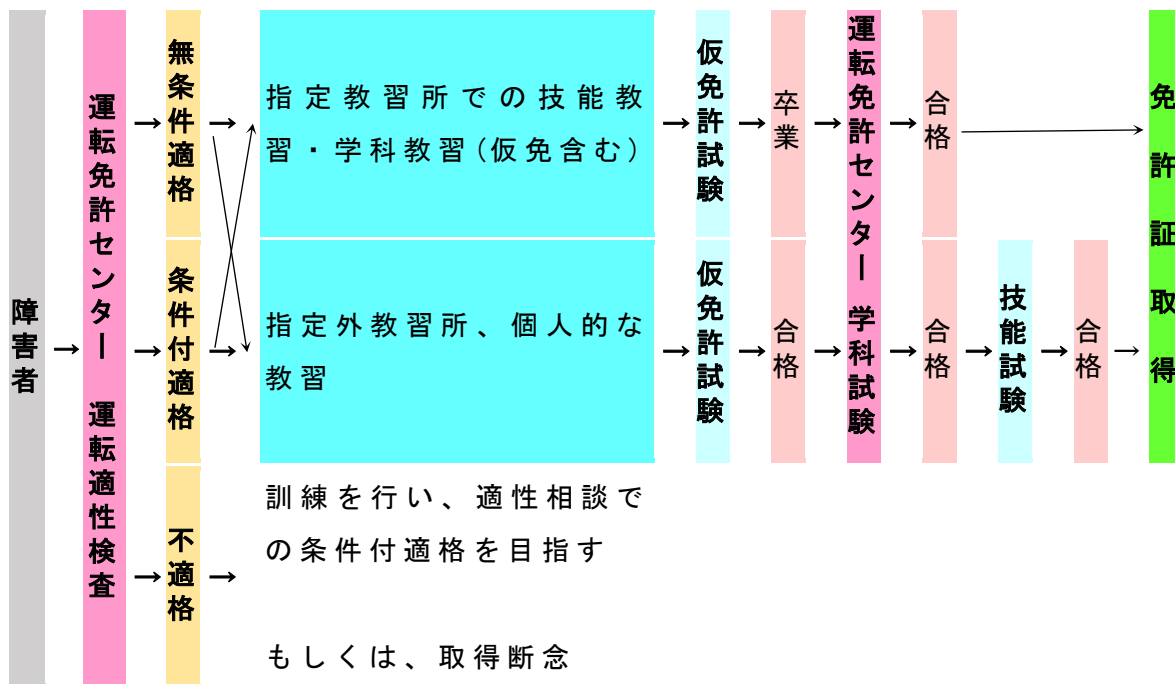
ここでは、障害者が自動車を運転するために必要な運転免許証（以下、「免許証」と記載）の取得と更新、自動車の購入と改造について紹介します。

I 運転免許証の取得と更新

障害者が自動車を運転するとき、新規に免許証を取得する場合と、既に所持している免許証で運転を再開する場合に分けられます。どちらの場合にも、各都道府県の運転免許センターにおいて、障害を有した状態で運転が可能かの判断を仰ぐ必要があります。これを運転適性検査、もしくは運転適性相談と呼びます（以下、「適性検査」と記載、3 ページ参照）。この項では、それらの手続きについて説明します。

1. 免許証の新規取得の場合

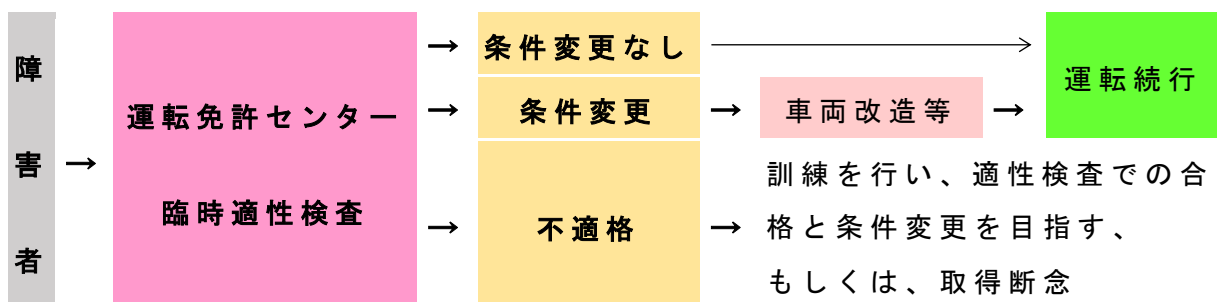
障害者が免許証を新規に取得する場合は、まず運転免許センターにおいて、障害の程度が自動車の運転に適しているかを判断するために適性検査を受ける必要があります。この適性検査の結果により、無条件適格、条件付適格、不適格のいずれかの判断を受けます。条件付適格とは、「運転は可能であるが、運転にあたり、免許の種別や車輛の種類・構造の限定や、補装具の使用等の条件を必要とする場合」です。また、「自動車の運転に際して車輛の改造が必要な場合」も条件付適格となります。その後、教習所などで技能教習を受けた後、運転免許センターでの学科試験を経て免許証の取得となります（次ページの図を参照）。



2. 有効期限内の免許証で運転を再開する場合

免許証を新規取得する場合と同様に、運転免許センターにおいて、臨時運転適性検査を受ける必要があります。個々の身体障害の程度が運転に適格かの判断と、運転に際して条件変更なし、条件変更、いずれかの判断を受けます。条件とは安全な自動車運転が可能な条件が付される等の変更で、変更の内容としては、「手動運転装置付き自動車に限る」、「AT車限定」等が挙げられます。不適格と判断された場合で、運転を希望する場合は自動車関連動作訓練を行い、免許証の交付を目指します。

なお、次回の免許証の更新時まで運転を行わない場合は、免許証の更新時に適性検査を受ける必要があります。



3. 免許証の更新ができなかった（やむを得ず失効）場合

「やむを得ず失効」とは、傷病、海外渡航、身体拘束等のやむを得ない理由で免許証の更新ができず、有効期限が過ぎてしまった場合のことです。更新手続きを忘れていた場合の「うっかり失効」は、6カ月以内に手続きを行い、適性検査に合格し、講習を受講すれば免許証が交付されますが、「やむを得ず失効」ではやむを得ない理由を証明する資料の提出が必要となります。

また、病気等を理由に免許証を失効してしまったとき、失効の対象となった病気等が回復（医師の診断により）した場合、その方の免許が失効した日から3年以内であれば、適性検査に合格し講習を受講すれば免許証が交付されます。この手続きを行うときには、必ず医師の診断書の提出が必要です。

4. 運転適性検査について

障害者が運転免許証を取得するためには、各都道府県の運転免許センターにおいて適性検査を受ける必要があります。適性検査の検査項目、内容については各都道府県で異なるため、早めに電話等での問い合わせが必要です。自動車運転シミュレーターを用いてのアクセル・ブレーキ操作能力やハンドル旋回能力が検査項目として設けられている場合は、各操作における合格基準、シミュレーターの移乗に介助者を要してもよいか、運転免許センターに設置してある運転手動装置の種類を問い合わせ時に聞いておくとよいでしょう。

5. 自動車教習所について

自動車教習所の選択については、適性検査を行った運転免許センターで助言を受けることができます。教習所施設のバリアフリー化や運転補助装置を付けた教習車を用意している教習所も増えてきており、近年は障害者も通学しやすい環境になってきています。

しかし、通学において多くの介助を必要とする場合は対応ができない等の入校条件がある場合や、自身の身体状況に適合した教習車輛がない等の理由で改造車を持ち込んで教習を受ける必要がある場合もあるため、詳しくは各教習所に問い合わせてください。

6. 免許証の返納について

障害によって運転が困難になった場合や、運転に不安を感じる方は免許証を自主的に返納することができます。そのような場合、「運転経歴証明書」を各運転免許センターで申請、交付することができます。運転経歴証明書は免許証を返納した日からさかのぼって5年間の運転経歴を証明するもので、免許証と同様に身分証明書として用いることができます。免許証を自主返納した方に対して、バスやタクシーのチケット支給を行う等の「運転免許証自主返納支援制度」を実施している市町村も多くなってきています。制度の内容は各市町村によって異なるため、問い合わせてください。

Ⅱ 自家用車の購入と改造

1. 介護用福祉車両の種類

福祉車両を購入する際、障害者自身が運転する場合と、自身は運転せず、介助を受けて乗り込む場合（介護用福祉車両）に分かれます。

介護用福祉車両は、車椅子のまま乗れるタイプと、車椅子から移乗して車両の座席に座るタイプの二つに分かれます。一般的に前者は車椅子仕様車と呼ばれ、後者は乗降補助装置付車と呼ばれます。使用用途や環境を考慮し、障害の程度や介助者の使い勝手に合わせてタイプを選ぶことが大切です。

<介護用福祉車両の選び方のポイント>

- ・ スロープやリフトの乗降車時の昇降は安定しているか？
- ・ 開口部の車椅子の出入りはスムーズか？
→ 車椅子乗車時の寸法を計測しておきましょう。
肘がアームレストより外側に位置している場合や、転倒防止装置の長さに留意しましょう。
リクライニング式の車椅子は普段乗車しているリクライニングの角度で測定しましょう。
- ・ 楽な姿勢で乗車できているか？
- ・ 耐荷量は充分であるか？
- ・ 車椅子の固定装置は介助しやすくなっているか？

※可能な限り、介助する方、される方の両名で試乗を行い、使用感や乗り心地などを確認してください。

(1) 車椅子仕様車

日常において車椅子を使用しており、自力や介助での自動車への乗り降りに苦勞する、身体機能によって自動車のシートに座れない等の方が選択することが多いタイプです。

① スロープタイプ（スロープを使って車内に乗り込むタイプ）

手動、または電動によってスロープを車外に引き出し、車椅子を乗せます。軽自動車、普通車それぞれ種類があります。

<特徴>

- ・ 乗り込みスペースが必要
- ・ 介助者が運転中は目が届きづらく、コミュニケーションが取りづらい
- ・ 長時間の乗車は身体的負担が大きい
- ・ 乗車位置が低いため、リフト付きと比較すると揺れが少ない
- ・ 介助者にスロープで車椅子を押す力が必要（電動で引き上げるタイプも有）
- ・ スロープ耐荷量…150～250 kg



② リフトタイプ（電動のリフトが搭載されたタイプ）

電動操作による車椅子専用のリフトを使って乗り降りします。装置取付けの構造上、大きな車輦が必要となるため、家庭用には不向きなものもあります。

<特徴>

- ・ 乗り込みスペースが必要
- ・ 介助者が運転中は目が届きづらく、コミュニケーションが取りづらい
- ・ 長時間の乗車は身体的負担が大きい
- ・ 電動で持ち上がるので、介助者の負担は軽減される
- ・ 道路形状によってリフトの乗降口が不安定となる
- ・ リフト耐荷重…170～200 kg



(2) 乗降補助装置付車

自動車への乗り降りが自身で可能、または少介助で可能な方や介助者の介助方法が熟練している場合に選択することが多いタイプです。特徴としては、車椅子と自動車の座席間の移乗や車椅子の積み降ろしの介助が必要な点、3点式のシートベルトが装着できるため安全性が高い点、自動車の座席のヘッドレストやリクライニング機能を使用できることで乗車時に快適性がある点が挙げられます。

座席がドアの外側に回転してスライドするタイプ（回転スライドシート）と、外側に回転した後、乗り降りしやすい低い位置まで下げられるタイプ（リフトアップシート）があり、それぞれ助手席、後部座席に設定ができます。

① 助手席に乗り込むタイプ

<特徴>

- ・ 運転手が車内で介助ができ、コミュニケーションが取りやすい
- ・ 乗車中の前方の視界が良好
- ・ 頭上、足元が狭いため、股関節、膝関節が十分に曲がらない方は困難
- ・ 耐荷重 100 kg 以下



② 後部座席に乗り込むタイプ

<特徴>

- ・ 乗降の介助が行いやすい
- ・ 介助者が横に座ることができる
- ・ 頭上、足元が狭いため、股関節、膝関節が十分に曲がらない方は困難
- ・ 耐荷重 100 kg 以下

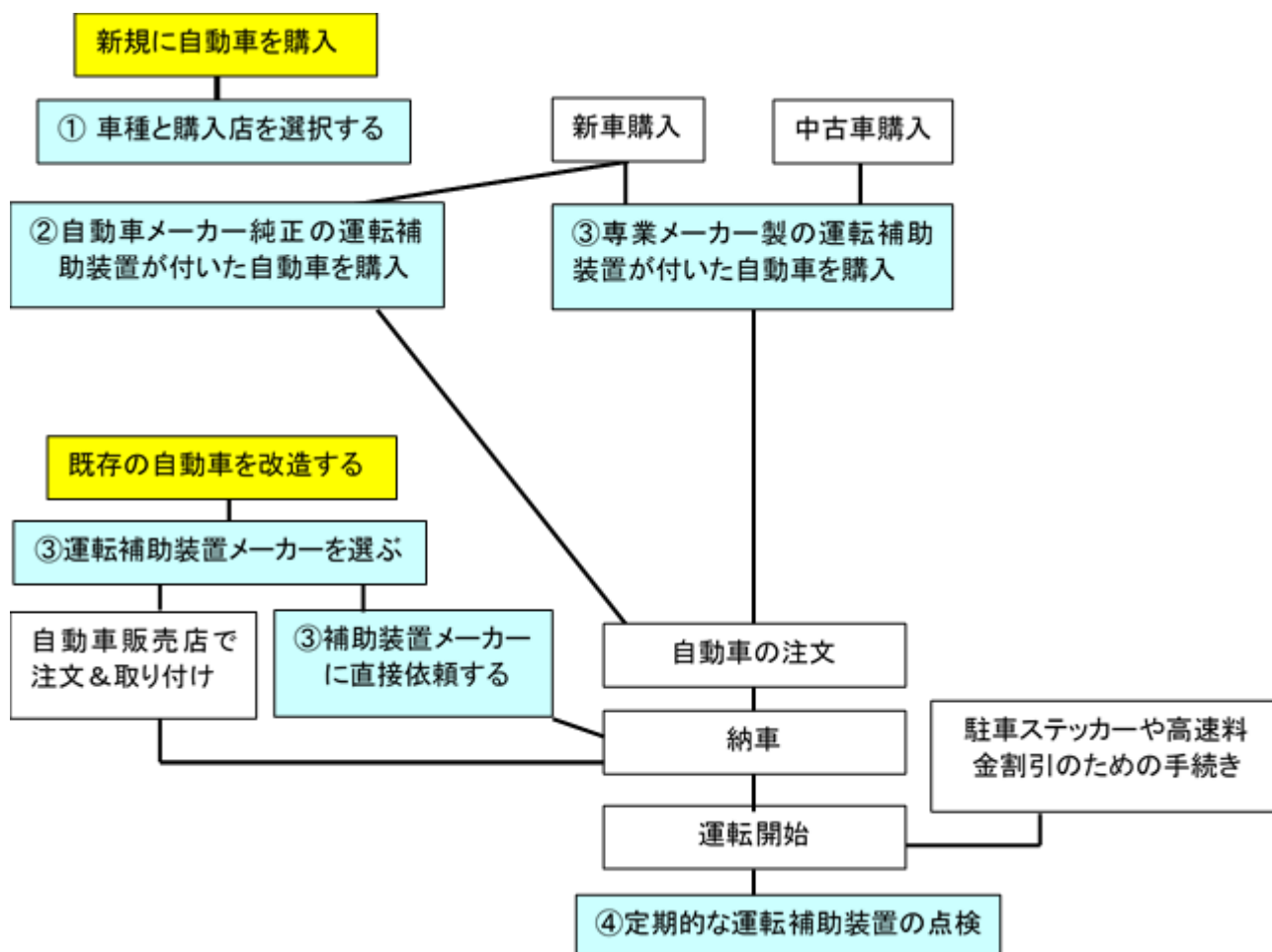


2. 自家用車の選択

(1) 自家用車購入、改造の流れ

障害者が運転補助装置を付けた自動車を購入する場合や、所有している自動車に運転補助装置を取り付ける場合の流れを以下に説明します。免許証を所持し、自動車を運転するということは、安全に対する責任と点検の義務を負っているということです。自身の障害に合った車種や運転補助装置を選択するため、十分な検討を行いましょう。

<購入と改造の流れ>



※次ページ以降で各番号の説明をします。

①車種と購入店を選択する

…車種を選択については、できるだけ移乗や運転操作時の負担の少ないものを選択しましょう。自動車の形状や運転席のシートの高さによっては、車椅子と自動車間の移乗や車椅子の積み降ろしが行いにくい場合もあります。また、シフトレバー、サイドブレーキの形状やスイッチ類の配置も車種によって様々です。自動車メーカーの展示場に行き実際の自動車を見て確認する、操作困難や不安な箇所がある場合は事前にメーカーに問い合わせる等の確認を行うとよいでしょう。また、稀に運転補助装置が希望する車種に取り付けられない場合もあるため、確認が必要です。展示場で実際の自動車を見て確認する場合は、ハンドルのパワーステアリングのアシスト量も車種によって様々であるため、試してみるとよいでしょう。

購入する販売店については、助成制度や減免措置の手続きやアフターメンテナンス面等も考慮に入れて決定することをお勧めします。障害者用の自動車の販売歴を聞いてみるのもよいでしょう。

②自動車メーカー純正の運転補助装置が付いた自動車を購入

…自動車メーカーからあらかじめ運転補助装置が付いた状態の新車が販売されています。車椅子と自動車間の移乗を行いやすくするトランスファーボードや運転席の電動パワーシート、車椅子収納装置についてもあらかじめ取り付けてある車種もあります。ただし、車種が限定されており、自身が購入を希望する車種に運転補助装置の取り付けができなかったり、運転補助装置やレバーの位置を自身の運転位置に合わせて調整できない等の点があるため、注意が必要です。また、頸髄損傷等で手指機能に障害がある場合、メーカー純正の運転補助装置は操作できないこともあるため、注意してください。

③ 専業メーカー製の運転補助装置が付いた車を購入

…車体を購入する販売店で運転補助装置と一緒に注文し、取り付けられた状態で納車します。自動車メーカー純正の運転補助装置の使用が困難な場合や装置の位置調整が必要だと感じる方はこの方法を利用します。

運転補助装置専業メーカーは国内にいくつかあります。形や使い勝手はもちろん、アフターサービスや保証制度の面も考慮して検討してください。また、メーカーで作製する補助装置は車種や障害の程度によって特注する部品があるため、流用はできません。

取り付けについても信頼できる業者を選ぶことが大切です。運転補助装置メーカーは全国に支店や取り扱い認定店がありますので、定期的な点検や故障の対応時のためにも、居住地に近い業者を紹介してもらおうとよいでしょう。

< 運転補助装置メーカー、ディーラー >

- ・ 株式会社ミクニライフ&オート
…<https://www.mikuni-la.co.jp>
- ・ 有限会社フジオート
…<https://www.fujicon.co.jp>
- ・ 株式会社 LOOP
…<https://loop-car.com>


④ 定期的な運転補助装置の点検

…手動運転装置や左足アクセル装置などは、後から付け加えられた装置であり、ねじの緩みが生じたり、可動部品の給油が必要となります。販売店や、改造業者に連絡し、定期的なメンテナンスを行ってください。

(2) 自家用車を選ぶポイント

頸髄損傷者等の身体障害者が自家用車を選ぶときは、運転免許の条件に自動車が適合しているか、車椅子と自動車間の乗降性、ハンドル操作性、ブレーキ操作性が障害の状態に適合しているかを確認しましょう。

実際に展示場や販売店で試乗するときには次のポイントについて確認しましょう。

乗降性	<p>① 運転座席の座面の高さは適切か？ …日常で使用している車椅子の座面と運転座席の座面の高さが違いすぎると、移乗が困難です。</p> <p>② 運転席のドアステップの高さは適切か？ …乗車の際、下肢を持ち上げることのできる高さより低い必要があります。</p> <p>③ 運転席右端からドアステップまでの距離は適切か？ …距離が離れていると移乗中の上体のバランスが不安定になり、転落の危険があります。</p> 
車椅子積み下ろし	<p>① 運転座席の座面の高さが適切か？ …運転席の座面が高くなると、車椅子を持ち上げる高さが高くなるため、大きな力が必要になります。また、上半身を大きく傾けないと車椅子に手が届かなくなるため、身体のバランスを崩しやすくなります。</p> <p>② センターコンソールボックスの高さは適切か？ …コンソールボックスの高さの分、車内の高さが低くなるため、車椅子の積み下ろしが困難になります。</p> <p>③ 車椅子を積む場所（後部座席の足元）の高さは適切か？ …助手席と後部座席の間に車椅子を収納する場合は、後部座席の足元が低いと車椅子を下ろすときに持ち上げることが困難になります。</p>

<p>運転時の姿勢</p>	<p>① 運転席に座った後にハンドル、ブレーキ位置が操作できる位置にあるか？</p> <p>…運転席のレールは後傾しているため、下肢に障害がある方は前方への調整が困難です。電動調整機能がついた運転座席を選択するか、運転席を後方にした状態でハンドル、アクセル・ブレーキ操作が行えるか検討します。</p> <p>② 運転席からの前方の視界が確保でき、ヘッドレストが後頭部の近くに調節できるか？</p> <p>…運転席の高さが低すぎると前方の視界が確保できないため、個々の体格に合わせて運転席の高さを考慮する必要があります。</p> <p>③ 運転姿勢を安定して保てるか？</p> <p>…運転中の姿勢崩れを防止するため、運転座席のシートバックのサイドサポートの形状や座席の大きさを考慮する必要があります。</p>
<p>ハンドルの操作性</p>	<p>① 自動車を停止させた状態でエンジンを始動し、正しい運転姿勢でハンドルをゆっくり左右に据え切りができるか？</p> <p>…据え切りの途中でハンドルが回せなくなったり、運転姿勢が著しく崩れたりする場合は操作に必要な力が不足しています。車種は限定されますが、通常のパワーステアリングと比較し 50%程度軽減化した自動車も販売されているため、障害の状態にあわせて選択します。</p>
<p>その他のチェック項目</p>	<p>以下の項目も確認し、必要な改造を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアの開錠、開閉（車外から、車内から） ・運転席位置、背もたれの調整 ・ルームミラー、ドアミラーの調整 ・シートベルトの着脱 ・エンジン始動、停止 ・チェンジレバー操作 ・駐車ブレーキ ・ウinker、ライトスイッチ、ワイパーレバー操作 ・クラクション操作 ・窓の開閉

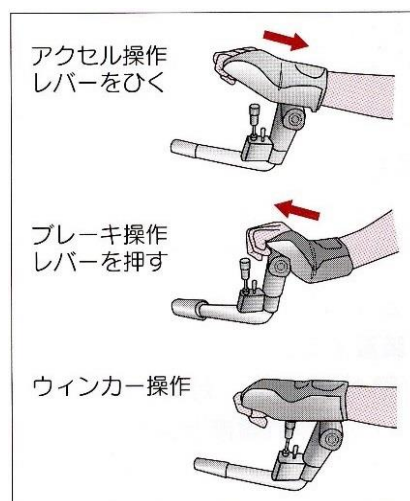
3. 自家用車の改造（運転補助装置）

障害者が自動車を運転する場合、運転補助装置を取り付けるなどの自動車の改造が必要になる場合があります。運転補助装置にはどのようなものがあり、どのように操作するのかを知ることが大切です。また、その他にもどの部分の操作動作が困難で、改造が必要であるかを明確にしておく必要があります。

改造する車の機能	改造仕様
アクセル・ブレーキペダル	(1) 手動運転装置 ・ 左アクセルペダル ・ 延長ペダル
ハンドル	(2) 旋回装置
シフトレバー	(3) シフトレバーサポート
サイドブレーキ	(4) サイドブレーキサポート (5) 手動サイドブレーキレバー
各スイッチ操作	(6) 各種スイッチ増設・移設
車への移乗補助	(7) トランスファーボード
その他の補助	(8) ドアの開閉補助 (9) スタータースイッチ (10) ケイレン止めプレート 跳ね上げアクセル・ブレーキ
車椅子の積み下ろし補助	(11) 車椅子収納・格納装置

(1) 手動運転装置

下肢でのアクセル・ブレーキ操作ができない頸髄損傷者では、手動運転装置を取り付けることでアクセル・ブレーキ操作が可能となります。一般的には乗降性を考慮して右ハンドルの場合はハンドルの左に設置し、左手で操作をします。手動運転装置にはフロアタイプとコラムタイプがあり、操作部を前方に押しとブレーキ、後方に引くとアクセル操作ができるしくみになっています。



手動装置の操作法



フロアタイプ



コラムタイプ

グリップ部分の形は様々な種類があり、方向指示器スイッチ、ホーンスイッチが付いており、手元で操作できるものもあります。また、ブレーキロックスイッチの位置が商品によって異なるため、自身で使いやすいものを選ぶとよいでしょう。



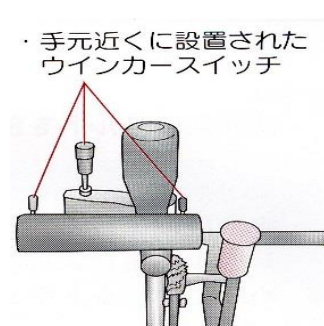
縦型グリップ



横型グリップ 1



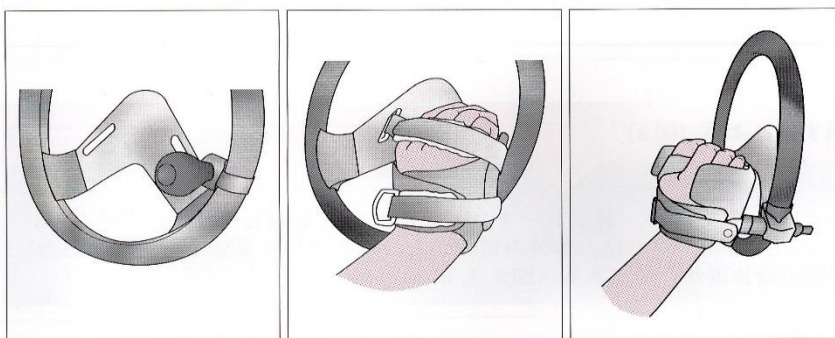
横型グリップ 2



C6用L型グリップ

(2) 旋回装置 (旋回ノブ)

左手で手動運転装置を使用しアクセル・ブレーキ操作を行う場合や、手指機能に障害があり、ハンドルを握って旋回できない場合、旋回装置を使用します。手指機能に障害がない対麻痺者であれば丸ノブを用い、手指機能に障害がある四肢麻痺者は上肢の機能に応じて、横型や縦型の旋回装置を使用します。



(3) シフトレバーサポート

手指機能に障害がある頸髄損傷者等でシフトレバーのロック解除ボタンを押すことが難しい場合は、ボタンを押しながらシフトレバーをスライドできるように補助具を取り付けます。



(4) サイドブレーキサポート

シフトブレーキサポート同様、ロック解除ボタンを押しながらレバーの引き上げができるように補助具を取り付けます。



(5) 手動サイドブレーキレバー

ペダルタイプのサイドブレーキを手で押せるように補助具を取りつけます。レバーの長さや角度は車種や使用者の状況によって設計することも可能です。



(6) 各種スイッチの増設・移設

ライト関係、ウィンカーホーン、ハザード、パワーウィンド、エアコン等のスイッチに補助具を取り付ける改造や、スイッチ場所を移設し使いやすくします。



ライトスイッチ



パワーウィンドスイッチ



左ウィンカーレバー

(7) トランスファーボード

車椅子と自動車間の移乗の際、車椅子と自動車の座席シートの間を埋める折りたたみ式や着脱式のトランスファーボードを取り付け、移乗を行いやすくします。



折りたたみ時



開いた状態

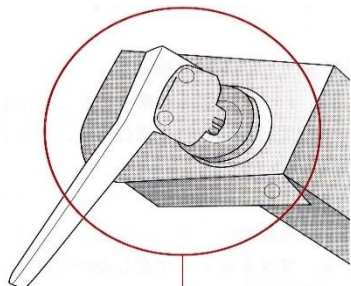
(8) ドアの開閉補助

運転席からのドアの開閉やバックドアが閉めやすいようにストラップ等を付けて、開閉しやすくします。



(9) スタータースイッチ

鍵の改造やスタートスイッチ部に補助具を付け、使いやすくします。最近では、キーレスエントリー、ボタン式のエンジンスターターやスマートエントリー等も主流になってきています。キーレスエントリー、エンジンスターターは後付けも可能であるため、利用すると便利です。



(10) ケイレン止めプレート、跳ね上げ式アクセル・ブレーキ

ケイレン等で足が勝手にアクセルやブレーキを踏んでしまうことがある方は危険防止のため、ケイレン止めのプレートを取り付けることや、跳ね上げのアクセル・ブレーキに改造する方法があります。プレートは立ち上げ式のため、健常者の運転はプレートを折りたたむことで運転可能です。跳ね上げのプレートもプレートを下げて健常者の運転が可能です。身体の大きい方や座位バランスが不安定な方は下肢が前方に位置して足元が狭くなるため、跳ね上げ式に改造するとよいでしょう。



ケイレン止めプレート

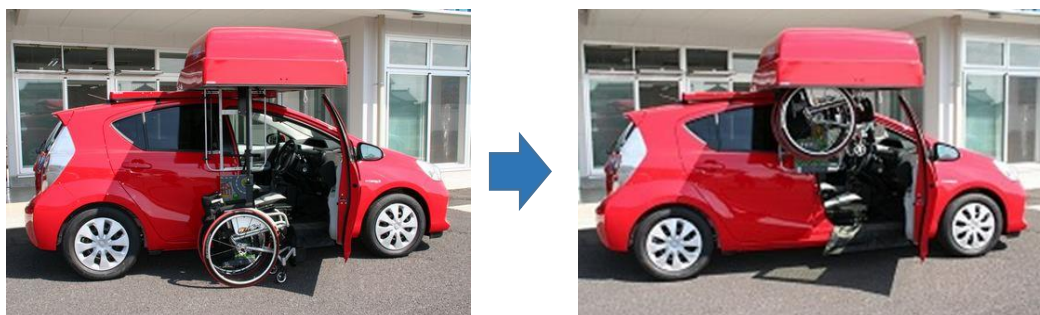


跳ね上げ式アクセル・ブレーキ

(11) 車椅子収納装置・格納装置

自動車の屋根の上に車椅子を自動で積み込むオートボックス（ミクニライフ&オート社製）やチェアトッパー（オートアダプト社製）、チップトップ（フジオート社製）や車椅子を後部座席に収納する際に補助となる室内クレーンは、自力で車椅子の積み込みを行うことが困難な場合に検討します。トヨタ自動車や日産自動車等の自動車メーカーにおいても車種は限定されますが車椅子の収納・格納装置をオプションで取り付けることができます。

また、座面の高いワンボックスカーやミニバンの運転席への移乗を、専用シートを上下させることでサポートしながら、車椅子の収納も同時に電動で行えるウェルライドも発売されています。



車椅子収納装置（オートボックス）

おわりに

この冊子でご紹介した、運転免許取得、自動車購入、自動車改造の際は、各市町村によって減免制度や助成制度が適応となる場合があります。詳しくは、在宅生活ハンドブック No30「税金及び公共料金等の減免制度」をご覧ください。

参考文献

- ・ 頸髄損傷者のための自己管理支援ハンドブック
国立別府重度障害者センター 頸髄損傷者自己管理支援委員会編集 中央法規
- ・ 脊髄損傷理学療法マニュアル第3版 岩崎洋編著 文光堂
- ・ 頸髄損傷理学療法マニュアル 2014年度版
国立身体障害者リハビリテーションセンター自立支援局 別府重度障害者センター
- ・ 福祉車両総合カタログ Vol.30 ミクニライフ&オート
- ・ NPO 法人日本身障運転者支援機構ホームページ
…<https://www.hcd-japan.com>
- ・ トヨタウェルキャブホームページ
…<https://toyota.jp/welcab>

**国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局
別府重度障害者センター**

(支援マニュアル作成委員会編)

〒874-0904 大分県別府市南莊園町2組

電話：0977-21-0181

HP：<https://www.rehab.go.jp/beppu>

初版 平成27年 9月発行

改訂 令和 4年11月